

伊丹市上下水道局契約等からの暴力団排除に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市暴力団排除条例（平成24年条例第4号。以下「条例」という。）第6条及び第8条の規定に基づき、暴力団が利することとならないために講ずる措置に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団等 条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者をいう。
- (2) 排除措置 本要綱第6条及び第9条に規定する措置をいう。

(暴力団等に関係する照会)

第3条 伊丹市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、必要があると認めるときは、令和2年4月10日付で兵庫県伊丹警察署長（以下「署長」という。）と交わした暴力団関係情報の取扱いに関する合意書に基づいて、次に掲げる者に関して暴力団等に該当しているかどうかにつき、署長に対して照会を行うものとする。

- (1) 伊丹市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業契約に関する規程（昭和62年水管規程第3号。以下「規程」という。）において準用する伊丹市契約に関する規則（平成3年伊丹市規則第37号。以下「規則」という。）第14条に定める入札参加資格の認定を受けようとする者、又は認定を受けた者
- (2) 一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により、伊丹市上下水道局（以下「上下水道局」という。）と契約の締結を希望する者、又は締結した者
- (3) 伊丹市上下水道局公有財産規程（平成29年3月31日水管規程第5号）第29条に規定する財産の使用許可を受け、又は受けようとする者

(4) 前各号に掲げる者のほか，これらに準ずる者として管理者が認める者

2 第1項の照会を行う際に署長に提供する個人情報の取り扱いについては，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従わなければならない。

（契約に係る事務等における排除措置の要件）

第4条 前条第1項各号に規定する契約に係る事務等における排除措置の要件は，次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては，当該法人等について暴力団等が，役員として又は実質的に，経営に関与していること。

(2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては，当該個人又は個人事業者が暴力団等であること。

(3) 前条第1項各号に掲げる者が，暴力団等を，相当の責任の地位にある者として使用し，又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが，自己，自己が経営する法人等，自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため，又は第三者に損害を与えるために，暴力団等の威力を利用していること。

ア 前条第1項各号に掲げる者

イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては，当該法人等の役員

ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって，相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが，暴力団等に金銭的な援助を行い，その他経済的な便宜を図っていること

(6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが，暴力団等に関する事業者であることを知りながら，当該事業者の下請負又は再委託を行い，その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか，第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが，暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有し

ていること

(暴力団等に関する旨の回答又は通報を受けた場合)

第5条 管理者は、第3条第1項の照会を行った後に同項各号に掲げる者が第4条各号に該当する内容の回答を署長から受けた場合は、排除措置を講ずるものとする。また、署長が合意書の規定に基づき文書により、前段の内容と同じ内容を通報してきた場合も同様とする。

(契約に係る事務等における排除措置)

第6条 管理者は、前条に規定する回答又は通報を受けた場合には、次の各号に規定する措置を講ずるものとする。

- (1) 第3条第1項第1号の認定を受けようとする場合入札参加資格に係る認定をしない旨の決定
- (2) 第3条第1項第1号の認定を受けている場合入札参加資格に係る認定を取り消す旨の決定又は指名停止
- (3) 第3条第1項第2号の契約の締結を希望する場合当該契約を締結しない旨の決定
- (4) 第3条第1項第2号の契約を締結した場合であって当該契約の相手方の履行がまだ完了していない場合当該契約の解除及び契約書に規定する措置
- (5) 第3条第1項第3号の使用許可を受けようとする場合行政財産の使用を許可しない旨の決定
- (6) 第3条第1項第3号の使用許可を受けている場合行政財産の使用許可を取り消す旨の決定
- (7) その他暴力団の不当な影響力を排除するために有効な措置

2 管理者は、前項の規定による措置に伴い、排除対象者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

(契約の解除)

第7条 前条第1項第4号の措置は、当該契約の条項に次に掲げる事項が規定されている場合に行うものとする。ただし、管理者は契約の解除に伴う社会的価値の損失を防止する必要がある場合そ

の他特別の事情があると認める場合には，前条第1項第4号の措置を行わないことができる。

(1) 契約の相手が第5条に規定する回答又は通報を受けた場合には，上下水道局の解除権により契約を解除できる。

(2) 契約の相手が第5条に規定する回答又は通報を受け，上下水道局が契約を解除した場合に上下水道局に損害があるときは，その損害額を上下水道局に賠償しなければならないこと。

(共同企業体等への準用)

第8条 第3条から第7条までの規定は，共同企業体について準用し，共同企業体の構成員のいずれかが排除対象者となったときは，当該共同企業体を排除対象者とする。

(排除措置を行った場合の通知)

第9条 管理者は，排除措置を講ずるときは，排除措置を決定した理由を付して，契約等の相手方に通知するものとする。

2 管理者は，排除措置を講じたときは，その旨を署長に通知するものとする。

3 排除措置を撤回した場合の通知については，前2項の規定に準じて行うものとする。

4 第1項及び第3項の規定による通知は，伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱（平成24年5月26日市長決定。）第9条の規定により市長から通知が行われた場合は，これを省略することができる。

(排除措置の撤回)

第10条 排除措置の撤回は，排除措置の対象者から管理者に対しての申立て又は第5条に規定する回答または通報に基づいて行うものとする。

2 管理者は，前項の申立てを行うものに対して，誓約書を提出するよう要請するものとする。

3 排除措置の撤回の効力は，遡及しないものとする。

(誓約書の徴収等)

第 1 1 条 管理者は，第 3 条第 1 項各号に規定する者に対し，自己及びその下請負人等が暴力団等でないことをそれぞれが表明した誓約書を徴収するものとする。ただし，管理者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

2 管理者は，第 3 条第 1 項各号に規定する者が第 1 項に規定する誓約書を提出しないときは，その相手方と契約等しないよう取り扱うものとする。

（上下水道局の契約の相手方等が暴力団等からの不当介入等を受けた場合の対策）

第 1 2 条 管理者は，上下水道局の契約の相手方に対して，契約の履行に当り暴力団等から工事の妨害その他の不当な介入又は下請に参入させることの要求その他の不当な要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは，速やかに上下水道局へ報告し，かつ，警察への届出を行うよう指導するものとする。

2 管理者は，上下水道局の契約の相手方に対して，その下請負人又は受託者が暴力団等から不当介入等を受けたときは，これら当該下請負人又は受託者が速やかに局へ報告し，かつ，警察への届出を行うことができる体制を整備するよう指導するものとする。

3 管理者は，上下水道局の契約の相手方又はその下請負人若しくは受託者が暴力団等から不当介入等を受けたことによって上下水道局の契約の履行遅滞その他債務不履行が発生するおそれがあると認めるときは，必要に応じて，業務の工程の調整，履行期限の延長その他の措置を講じるものとする。ただし，前 2 項の規定による上下水道局への報告を怠った場合その他の相当な理由がある場合は，この限りでない。

（関係機関等との連絡調整等）

第 1 3 条 管理者は，排除措置を講ずるに当たり，排除対象者及びその関係者からの不当介入が予想されるときは，必要に応じて，警察及び関係機関等に通報し，密接に連携して対応するものとする。

2 第3条第1項の照会に係る事務は，上下水道局経営企画課（以下「経営企画課」という。）において行うものとする。

3 第3条第1項の照会が必要な場合は，担当原課から経営企画課に対して，速やかに照会依頼を行うものとする。

4 経営企画課は，第6条第1項各号に掲げる措置を講じた場合は，その旨を各所属に対して速やかに周知しなければならない。

5 各所属の所属長は，各所属が行う契約について次に掲げる対応を行わなければならない。

(1) 前項の規定により経営企画課が周知した事項について調査，確認及びその対応状況（排除措置の内容）等についての，経営企画課への速やかな報告

(2) 経営企画課から周知された排除対象者でないことの確認

6 各所属においては，第4項の規定による周知事項について，所属職員が確実に確認できる体制を構築するものとし，かつ，当該周知事項が適切に取り扱われるよう，最大限の注意を払わなければならない。

（契約規則等の優先）

第14条 前条までに定めるもののほか，この要綱の規定が規程において準用する規則その他の法令又は締結した契約の規定に抵触する場合には，規則等の規定が優先する。

（細則）

第15条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，管理者が別に定める。

付 則

この要綱は，平成24年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は，平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は，平成27年3月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。